

保育士確保対策について

- P 1 保育所及び認定こども園における職員配置に係る特例について
- P 2 保育所及び認定こども園における職員配置の特例に係る道の独自規程及び実施状況
- P 3 「保育を語る集い」の開催要領
- P 4 「保育を語る集い」の開催結果
- P 5 保育士確保対策事業
- P 6 保育士・保育所支援センターについて
- P 7 保育士等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ
(2・3号関係)

平成29年2月13日（月）

北海道保健福祉部子ども未来推進局

子ども子育て支援課

保育所及び認定こども園における職員配置に係る特例について

① 子どもが少数となる時間帯における職員配置の特例

- 条例において、保育士は最低2人を配置することになっている。

【北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例】
 第47条第2項 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね30人につき1人以上とする。ただし、保育所一につき2人を下ることはできない。

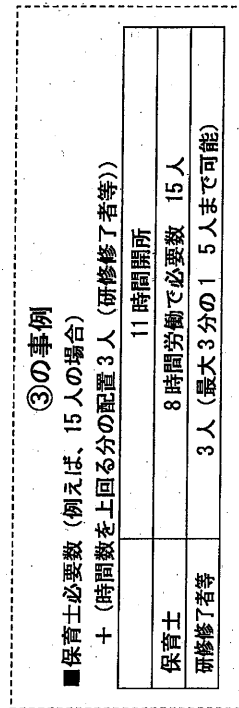
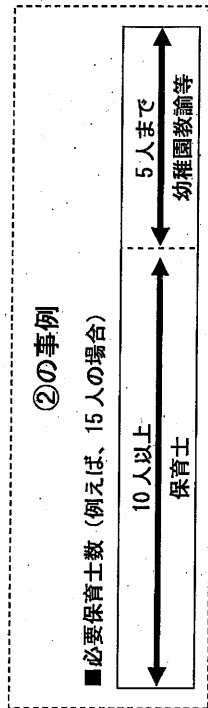
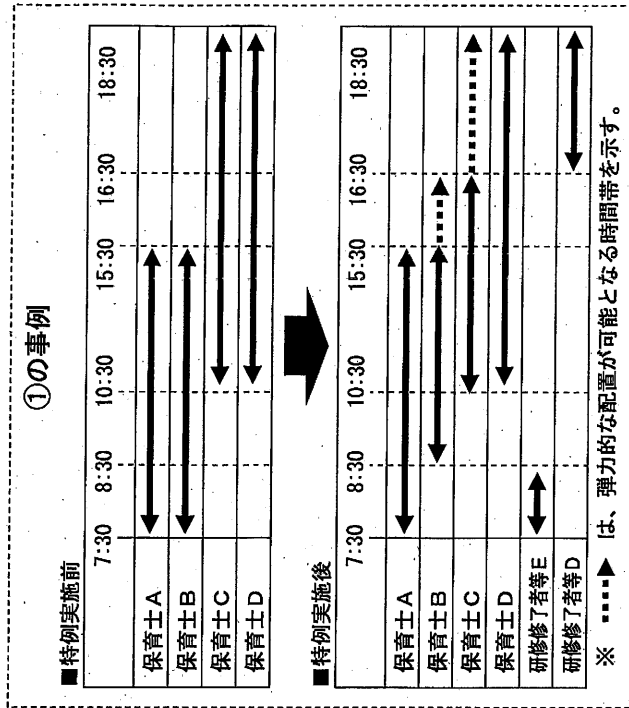
- 特例では、年齢別で定める配置基準により算定される保育士の数が1人となる時間帯に限り、保育士1人に加え、もう1人は、保育士資格を有しない一定の者を配置可能とする。
 ただし、保育士資格を有しない一定の者については、子育て支援員研修を修了した者など、知識及び経験を有すると知事が認める者に限ることとする。

② 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例

- 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の免許状を有する者を、必要保育士数の3分の1を超えない範囲内に限り、保育士に代えて活用することができることとする。

③ 加配人員の配置に係る特例

- 11時間開所で8時間労働としていることなどにより、利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士数を上回って配置する者について、保育士資格を有しない一定の者を活用することができるとする。ただし、この場合においても、必要保育士数の3分の1を超えない範囲内に限ることとする。



○保育所及び認定こども園における職員配置の特例に係る道の独自規定

1	事項 「知事が保育士(保育教諭等)と同等の知識及び経験を有すると認める者」について	内容 次のいずれかに該当する者とする。 ア 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇見発0521第18号)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく子育て支援員研修の「地域保育コース(地域型保育)」を修了した者 イ 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」(平成27年5月21日付け雇見発0521第19号)の別添3「家庭的保育者等研修事業実施要綱」に基づく家庭的保育者	備考 国通知に記載の「保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者」は除くこととした。
2	幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例を実施する際の研修受講について	保育士とみならず幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修又は家庭的保育者等研修を原則1年以内に受講させることを要件とする。	国通知「保育に従事したことのない幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修等の必要な研修の受講を促すこととする。」
3	特例に係る届出について	特例を実施しようとする保育所等の設置者は、実施しようとする2週間前までに事前協議を行い、実施後は、10日以内に総合振興局(振興局)に届け出ることとする。	
4	特例の対象となる保育所等の要件について	届出のあった日の直近の公表において、待機児童及び潜在的な待機児童が発生している市町村に所在する保育所等とする。適用期限は、待機児童及び潜在的な待機児童の数が0となった後、1年間とする。	
5	「当分の間」について	第三期子ども未来づくり計画が終了する平成31年度を用途に、この間の保育サービスの利用や保育所等の整備などの進捗状況を踏まえ、その後のあり方を検討する。	
6	特例の適用状況の確認について	届出受理後における各特例の適用状況については、定期の指導監査により確認を行うこととする。	

○保育所及び認定こども園における職員配置の特例の実施状況(道所管分)

- ・幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例：2園2名
 - ・加配人員の配置に係る特例：2園3名
- (平成29年1月末現在)

「保育を語る集い」の開催要領

1 開催地域	道内6地域（道央、道北、道南、オホーツク、十勝、道東）
2 日時 会場	札幌会場 日時：平成28年10月8日（土）13時30分～ 会場：道庁赤れんが庁舎2階 2号会議室
	旭川会場 日時：平成28年9月3日（土）13時30分～ 会場：上川総合振興局2階 204会議室
	函館会場 日時：平成28年10月22日（土）13時30分～ 会場：渡島総合振興局4階 401会議室
	網走会場 日時：平成28年10月16日（日）13時30分～ 会場：オホーツク総合振興局3階 講堂
	帯広会場 日時：平成28年10月19日（水）13時30分～ 会場：十勝総合振興局3階 講堂
	釧路会場 日時：平成28年10月30日（日）13時30分～ 会場：釧路総合振興局3階 会議室
3 主催	北海道
4 目的	待機児童や保育士不足など最近の保育に関して、幅広く情報共有し、社会全体でより良い保育環境づくりを推進することを目的に開催します。
5 対象者	自治体保育行政担当者、保育団体等関係者、保育所等事業者、保育士、保育利用者、保育に関心のある方など
6 費用	無料
7 内容	<p style="text-align: center;">（※開始時刻、時間配分は会場ごとに異なることがあります。）</p> <p>（所要時間） 開場は、各会場の開始時刻の30分前</p> <p>＜内容＞</p> <p>30分間 ①最近の動向～北海道子ども未来推進局子ども子育て支援課から報告</p> <p>30分間 ②地域や現場の状況～自治体、事業者、保育士から報告</p> <p>60分間 ③意見交換</p> <p>終了（全体でおおむね2時間程度）</p>
8 申込方法	各会場となる総合振興局保健環境部社会福祉課子ども子育て支援室に別紙「申込書」を期日までに提出願います。

「保育を語る集い」の開催結果

1 参加者

(1) 札幌会場	27名
(2) 旭川会場	13名
(3) 函館会場	9名
(4) 網走会場	18名
(5) 帯広会場	34名
(6) 釧路会場	26名
合計	127名

2 主な意見

(1) 保育士確保の現状

- ・採用の募集をしても応募がない
- ・採用が困難なため、年度途中の乳児の受入が困難
- ・求められることが多いにもかかわらず、賃金水準が低い
- ・無資格者を保育補助者として雇用しても、指導する保育士が大変
- ・自分の子どもを預ける場所がないため退職する
- ・給料が低いため辞める保育士がいる
- ・事務仕事が多く、楽しく仕事ができない
- ・休暇が取得できないなど、保育と家庭生活が両立しない
- ・都市部が賃金水準を上げるため、地域の保育士が都市部に流れている
- ・保育士に対し、マイナスのイメージが定着しつつある

(2) 必要な取組

- ・賃金水準や職員配置基準の改善
- ・事務的業務の軽減
- ・保育士の資格取得支援
- ・労働環境の改善等のため子育て支援員の積極的な活用
- ・職員駐車場に係る固定資産税の減免
- ・保育士が出身校に相談できるなど養成校の卒業生（保育士）へのフォロー
- ・運営費の弾力的な使用
- ・家庭や関係機関との連携を担当する職員（社会福祉士等）の配置
- ・潜在保育士の再就職のための研修
- ・健診費用の助成など福利厚生制度の充実

保育士・保育所支援センターについて

【目的】

保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保する観点から、潜在保育士の就職や保育所の潜在保育士活用支援等を行うことを目的とする。

【主な業務】

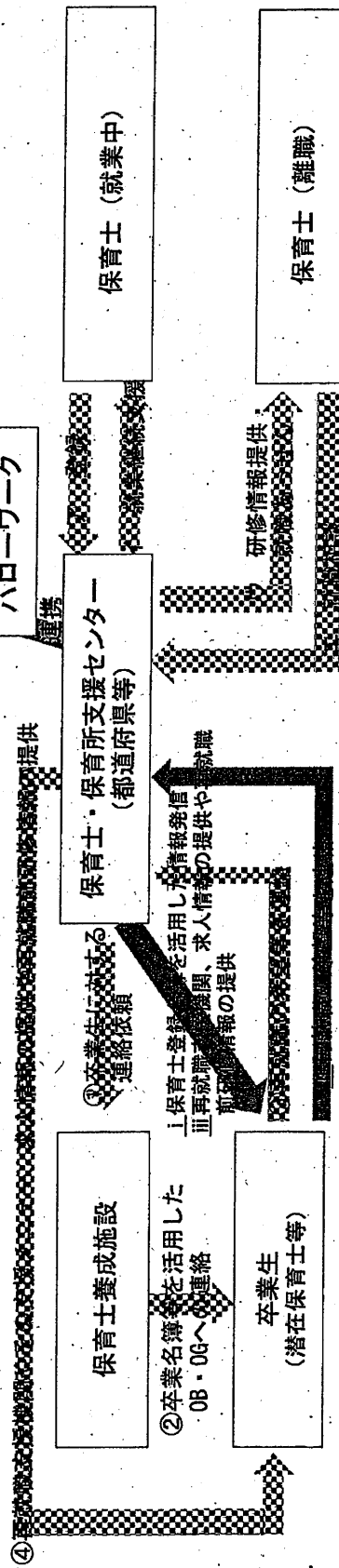
- ・対潜在保育士：再就職に関する相談・就職あっせん、潜在保育士の掘り起こし（保育士登録名簿を活用した情報発信等）
- ・対保育所：潜在保育士の活用方法（ソフト、求人条件、マッチング等）に関する助言
- ・対保育士：保育所で働く保育士や保育士資格取得を希望する者からの相談への対応（職場体験など）
- ・人材バンク機能等の活用：保育所への就職・離職時等に保育士・保育所支援センターに登録し、①就業継続支援、②離職後の再就職支援（求人情報の提供や研修情報の提供）等を継続的に行うことのできる仕組みを構築

【設置状況】

33都府県（40か所）設置

※都道府県・指定都市・中核市が直営又は民間団体等に委託して実施

【保育士・保育所支援センターの取組例】



保育士等(民間)に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ(2・3号関係)

研修による技能の習得により、
キャリアアップができる仕組み
を構築

＜標準規模の保育園(定員90人)の職員数＞
※公定価格上の職員数
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、
調理員等3人 合計17人

※新たな名称はすべて仮称

園長
＜平均勤続年数24年＞

主任保育士
＜平均勤続年数21年＞

◎新キャリアアップ研修の創設

→ 以下の分野別に研修を体系化

【研修分野】

- ① 乳児保育
- ② 幼児教育
- ③ 障害児保育
- ④ 食育・アレルギー
- ⑤ 保健衛生・安全対策
- ⑥ 保護者支援・子育て支援
- ⑦ 保育実践
- ⑧ マネジメント

- ※ 研修の実施主体：都道府県等
- ※ 研修修了の効力：全国で有効
- ※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効

◎新副主任保育士 ※ライン職

月額4万円の処遇改善
(園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3)

【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 職務分野別リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 副主任保育士としての発令

◎新職務分野別リーダー

【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記①～⑥)の研修を修了
- ウ 修了した研修分野に係る職務分野別リーダー※としての発令
- ※乳児保育リーダー、食育・アレルギーリーダー等
- ※同一分野について複数の職員に発令することも可能

月額5千円の処遇改善 ※標準規模の園で3人

保育士等 <平均勤続年数8年>

※各保育園 認定こども園等の状況を踏まえ、副主任保育士・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可
 ※上記処遇改善の対象施設等は、公定価格における現行の処遇改善等加算の対象と同じ。
 ※「園長・主任保育士を除く保育士等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して2%(月額6千円程度)の処遇改善を実施

執行面の留意事項

- 経過年数に係る要件については「概ね」であり、各保育園・幼稚園・認定こども園等における職員の状況を踏まえ決めることができる。
- 研修に係る要件については、平成29年度は当該要件を課さず、平成30年度以降は、職員の研修の受講状況等を踏まえ、決定。
- 月額4万円の配分については、各保育園・幼稚園・認定こども園等の判断で、技能・経験を有するその他の職員（園長を除く）に配分することができる。ただし、月額4万円の対象者を一定数確保。（具体的な運用については、今後検討）
- 技能・経験を有する保育士・幼稚園教諭・保育教諭等に対する処遇改善については、職務手当を含む月給により実施。